

国による保育士等の処遇改善をさらに充実! **区独自に対象者を拡大して支援します**

と き 令和4年4月7日(木)発表

区は、子育てを支援する現場職員の処遇改善を着実に進め、人材の確保や子育てサービスの充実を図ることを目的として、国の処遇改善の対象から外れた、看護師や栄養士等の専門職、区が加配している保育士等への独自支援を行うこととした。

この独自支援は、国の事業と同様に3%程度(9,000円)の収入引き上げとなるよう支援するもので、施設側の事務負担とならないよう、既存の運営費に上乗せするなど施設に応じた方法で支給する。

前川 燿男(まえかわ あきお)練馬区長は、「保育所や学童クラブは社会を支えるインフラであり、区は、コロナ禍においても原則開園を貫いてきた。この間、同じ現場で努力を重ねてきた従事者が同様に処遇改善されるよう、区として対応すべきと考え決断した。」とコメントした。

【国の取組の概要】

国は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、公的部門における分配機能の強化を掲げた。看護や介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々に対して、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を本年2月から実施している。

【区独自の支援】

(1) 概要

職員の処遇改善が3%程度(月額9,000円)となるよう、下記のとおり区独自に支援する。

- ○保育施設(認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、病児病後児保育、1歳児1年保育)
 - ・区内施設の総従事者(約6,000人)のうち約1,200人
 - ・保育士の加配分を支援 (例:1歳児の保育士配置は国基準6:1、区では5:1)
 - ・看護師や栄養士等を支援 (例:O歳児を預かる園に配置する看護師等。国基準はなし)
- ○幼稚園
 - ・区内施設の総従事者(約1,000人)のうち約120人
 - ・練馬こども園*の長時間預かりの専任職員分を支援

※練馬こども園…区独自の幼保一元化施設として、通年(夏・冬・春休みも含む)で長時間の 預かり保育を実施する私立幼稚園を「練馬こども園」として認定している。

- ○放課後健全育成事業(区立学童クラブ、民間学童クラブ)
 - ・区内施設の総従事者(約1,000人)のうち約70人
 - ・区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」の職員を支援
- (2) 支援の方法

保育現場等の事務負担を考慮し、既存の運営費に上乗せするなど施設に応じた方法で支給

(3) 支援規模

約3億5千万円(1年間あたり)

【問い合わせ】

練馬区 保育課 保育企画担当係

電話 03-5984-1069